

調布市議会改革検討代表者会議第33回会議日程

平成25年5月27日 午後2時
於 全 員 協 議 会 室

1 検討・協議事項

- (1) 議員研修について
- (2) 政治倫理に関する規定について
- (3) 市民への議会報告実行委員会について

資料87：議員研修提案（自由民主党創政会）

資料88：議員研修提案（元気派市民の会）

資料89：調布市議会議員の政治倫理に関する規準（案）

平成 25 年 4 月 30 日

伊藤議長 様

自由民主党創政会

議員研修に関する提案

- 1 「議会人としての危機管理・政治倫理の見地から、政務活動費の使途や兼業について」
地方自治法の改正により、政務活動費の使途が拡大した。当市議会においては、政務活動費について極めて厳密な運用をしているところであるが、政務活動費の法制化から 10 年が経過し、最高裁の判例も出始めている。また、議員の失職にもつながりかねない兼業について、近年、自治体との新たな協働の形態として注目されている NPO 等の関係などを含めて、各議員が認識を深める必要があるとの観点から提案する。

【講師等】

関東市議会議長会の研修等で実績のある市町村アカデミー客員教授、大塚康男氏など

- 2 「自治体の防災・危機管理における地方議員の役割」

東日本大震災の教訓から、当市議会においても、昨年「調布市議会災害対策支援本部要綱」を設置し、市対策本部設置時に必要に応じて、支援本部を設置し、市をサポートする体制を整え、独自の訓練等を実施しているところである。このような状況を踏まえて、上記内容の研修を提案する。

【講師等】

昨年、北多摩議長連絡協議会の研修講師である中央大学大学院公共政策研究科教授 幸田雅治氏など

- 3 「公会計制度に関する調査・研究」

自治体の会計制度について、企業会計と同様に発生主義の観点を踏まえたシステムへの移行が検討されている。すでに新システムを導入している近隣自治体もあり、分権時代を担う自治体としての会計システムのあり方についての認識を深めるため提案する。

【講師等】

東京都会計管理局制度担当職員を含めて検討

元気派市民の会 2013.04.30

議会研修会への提案

1. 地方財政が厳しい時代にあって公共施設の維持も難しい中で自治体財政も今後は企業的な発想から減価償却等にも関心を持ち運営していく時代になってくると思われます。東京都が導入した発生主義の考え方による会計について多摩地区でも町田市が導入し成果を上げていることもあるので、予算・決算を審議する議会でもこれからの行政の会計の有り方を考えていくための研修会を持ってはどうかと考え、下記講師を推薦いたします。

公認会計士 鵜川正樹氏（東京都の会計制度の導入にも関わり、現在町田市の会計の指導もされている。氏は武蔵野市の職員経験もあるので具体的な事例でわかりやすく講義されるのではと思う。）

2. 議会基本条例を制定した議会として、今後条例に書かれた自由討議や政策研究等を推進していくためには地方制度調査会委員も歴任し、多くの議会運営の指導等にも係っている方の講義を受けることで、これからの議会運営へ議員間の共通認識を持って、今後の議会運営にも大きな力となるのではと考え、下記講師を推薦いたします。

山梨学院大学教授 江藤俊哉氏

3. 議会基本条例が施行された今、議会基本条例を制定した市がどのような課題を持って運営しているのか関心が高いところですが、所沢市では議会報告会や議会事業評価等にも取り組んでいます。先進市の議会でも議会運営の運営に携わっている議会人に議会報告会、自由討議等の課題も含め示唆に富んだ講義を聴くことは有益と考え、所沢市議会基本条例制定にも尽力された下記の講師を推薦いたします。

桑島 健也氏（所沢市議会現議会副議長）

4. 議会改革は、当初三重県議会が全国に呼び掛け議会改革に関する全国会議を開催、これが契機となり全国に広まった経緯があります。当時の知事は現早稲田大学教授の北川氏ですが、当時執行部との緊張感ある対峙をされ、その後都道府県議会としては初の議会基本条例の制定にも尽力され三重県議会の礎を築かれ3度議会議長もされている方を講師に迎え、住民のための議会のあり方等の講演を聴くことで今後の議会運営に対する議員間の共通認識も生まれ、意欲を持って議会改革に取り組んでいく機運も生まれると考えます。物腰の柔らかな話の中にも具体的な議会の課題についても示唆に富んだ話も多いと考え下記の講師を推薦いたします。

岩名 秀樹氏（元三重県議会議長）

5. 行財政改革を広く進めている和光市では、職員と市民も協働して施策展開していますが、現市長は議員経験もあり編集者として会計制度についても係るなどユニークな経験の持ち主です。新しい時代の行政経営を推進している調布市長の講義は今後の市政経営を考えていくうえで新たな視点を提供してくれるのではと考え、下記の講師を推薦いたします。

松本 武洋氏（和光市市長）

○調布市議会議員の政治倫理に関する規準（案）

調布市議会基本条例（平成25年調布市条例第29号。以下「基本条例」という。）第19条第2項の規定に基づき、政治倫理の確立と政治不信の防止を図るために以下のとおり、議員の政治倫理に関する規準を定める。

- 1 市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、それを害する行為、不正の疑惑をもたれる行為をしないこと。
- 2 常に市民全体の利益をその指針として行動するものとし、その地位を利用し、金品の授受はしないこと。
- 3 議員は、企業、団体等から政治的又は道義的な批判を受けるおそれがある寄附等は受けないこと。当該議員の後援団体についてもまた同じ。
- 4 市が行う許可若しくは認可又は請負その他の契約等に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- 5 市職員の採用、昇任、異動に関して特定の個人の推薦、紹介をしないこと。
- 6 市と契約関係にある企業、団体等の責任ある地位、役員の兼職はできない。